

信用取引

所要時間 各1分30秒

|      |   |   |      |   |   |      |   |   |      |   |   |      |   |   |
|------|---|---|------|---|---|------|---|---|------|---|---|------|---|---|
| 1    | 月 | 日 | 2    | 月 | 日 | 3    | 月 | 日 | 4    | 月 | 日 | 5    | 月 | 日 |
| Time | 分 | 秒 | Time | 分 | 秒 | Time | 分 | 秒 | Time | 分 | 秒 | Time | 分 | 秒 |

1. 信用取引は、ハイリスク・ハイリターンな特性を有していることから、日本証券業協会は、金融商品取引業者に対して、「信用取引開始基準」を定めることを義務付けている。  
[難易度：A]
2. 制度信用取引の弁済期限は、最長3ヵ月であるが、一般信用取引では弁済期限は顧客と金融商品取引業者との間で自由に決定される。  
[難易度：B]
3. 信用取引口座を開設した顧客が信用取引の売買注文の委託を行う場合には、その都度その旨を金融商品取引業者に指示しなければならない。  
[難易度：B]
4. 信用取引を行う場合、顧客は制度信用取引なのか一般信用取引なのかの区別に関しても金融商品取引業者に指示する必要がある。  
[難易度：B]
5. 上場株式等の他 J-REIT、ETF、ETN については信用取引を行うことができるが、上場廃止の基準に該当した銘柄、その他不適当な銘柄、国内の金融商品取引所に上場している外国株券に関しては信用取引を行うことができない。  
[難易度：B]
6. 次の文章のうち、「制度信用取引の貸借銘柄選定基準」に関する記述として誤っているものを2つ選びなさい。  
[難易度：C]
1. 流通株式の数が1万7,000単位以上であること。
2. 株主数が1,100人以上であること。
3. 直近6ヵ月において、東京証券取引所での月平均売買高50単位以上かつ値付率80%以上であること。
4. 上場廃止見込みに該当しないこと。
5. 監理銘柄、整理銘柄に指定されていないこと。
7. 信用取引の委託保証金は、新規の売買成立の日から起算して4営業日目の日の正午までに差し入れなければならない。  
[難易度：B]
8. 信用取引の委託保証金の額は、約定価額の30%以上とされているが、最低限度額は30万円となっている。  
[難易度：B]

1. 信用取引は、ハイリスク・ハイリターンな特性を有していることから、日本証券業協会は金融商品取引業者（証券会社）に対して、預り資産の規模、投資経験その他必要と認める事項による「信用取引開始基準」を定めることを義務付けています。
2. 制度信用取引の弁済期限は、**最長6ヵ月**となっています。一方、一般信用取引の場合には、弁済期限は顧客と金融商品取引業者との間で自由に決定されます。
3. 信用取引による旨の指示がない注文においては、信用取引として取引をすることができません。そのため、**取引を行う都度**、信用取引である旨を金融商品取引業者に指示する必要があります。
4. 信用取引を行う際には、顧客は信用取引である旨を、**制度信用取引で行うのか一般信用取引で行うのかの区別も**併せて金融商品取引業者に指示する必要があります。
5. 国内の金融商品取引所（証券取引所）に**上場している外国株券も信用取引を行うことが可能です**。一方、**新株予約権証券及び上場廃止の基準に該当した銘柄（上場廃止が決定した株券）、その他不適当な銘柄は信用取引が禁止**されています。
6. 2. **株主数は1,700人以上**が正しい記述です。
3. 直近6ヵ月において、**東京証券取引所での月平均売買高100単位以上かつ値付率80%以上であること**、が正しい記述です。
7. 信用取引の委託保証金は、新規の売買成立の日から起算して**3営業日目の日の正午までに**差し入れなければなりません。
8. 例えば、信用取引において約定代金が70万円であった場合において、その30%は70万円×30%＝21万円となります。しかしながらこの金額は、**信用取引の委託保証金の最低限度額である30万円**を下回るため、この場合の委託保証金は少なくとも30万円必要になります。